

「埼玉県消費生活基本計画（第 7 期）たたき台」に対する御意見等の反映状況

頁	御意見等	反映状況
3	<p>(1) ア デジタルコンテンツ ⇒ 出会い系サイト等と例示するか、※でごく簡単に説明する。詳しくは P 8 で説明。</p> <p>電子上 ⇒ 電子商取引 ですか？</p>	<p>語句の説明を下記に示しました。</p> <p>字句を削除しました。</p>
4	<p>(1) エ 持続可能な社会の実現</p> <p>SDGs 達成に向けた取り組みの中で、「食品ロスの削減」「マイクロプラスチック対策」「3R」などは事業者と消費者双方の協力が不可欠。レジ袋削減については長年の取り組みでも一定割合までしか削減が進まず、法律の施行により、ようやく取組みが大きく変わった経緯がある。どうしても事業者は消費者の需要に合わせた活動を行う傾向があるため、消費者側の意識も変わるような取組みも必要。利便性を犠牲にする取組みですから、県民の消費生活が少しでも SDGs の達成に向けた方向に意識が向かう情報発信や啓蒙活動を積極的に行う必要がある。</p> <p>(2) イ 成年年齢下げに伴う地方消費者教育の充実</p> <p>令和 4 年 4 月からの成年年齢 18 歳の改正民法が施行されるのに伴い、高校、大学での消費者教育はもちろんのこと、中学などの義務教育期間においても、こうした教育を施す機会があると良い。また、それを教える教員への指導が必要となりますので、教育する側への取組みも積極的に行うべき。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>エ 包摂性 ⇒ 一般人にはなじみのない言葉。言い換えるか説明の語句を加える。</p> <p>(2) ア こうしたことで～受けられるようになります。⇒ 受けられる体制が整備されました。P 18 10 行目とトーンを合せたい。</p>	<p>国の計画や SDGs の説明に用いられている言葉ですので、このまま使用します。</p> <p>体制が整備されたとまでは言えないので、このままとします。</p>
5	<p>イ 成人と比べ ⇒ 法律用語の「成年」で統一した方がよいのでは？ 「成熟した成人と比べて」「成人に達する」は書き手の意図が不明ではあるが、特に成人と書く必要はないと思う。読み手が混乱する。</p>	<p>成人＝成年になった（達した）者なので、そのままとしました。一方、2 行下の「成人」は同じ理由から「成年」としました。</p>

6	(1) ア 本県では消費生活相談が県民によく利用され…とありますが、全国平均で8.6%、埼玉県でもさほど大きな数字だとは思えない。一定の抑止効果はあると言えるが、県民への周知が重要なので、表記を工夫してほしい。	字句を修正しました。
6	(1) ア 浸透させる ⇒ 周知の方が柔らかい感じがする。	字句を修正しました。
8	エ 「デジタルコンテンツ」説明が必要。P9 オの説明をここにもってくる。	「1 計画策定の背景 (1) ア デジタル化・電子化の進展」で語句を説明しました。
9	オ 「デジタルコンテンツ」説明が必要。P9 オの説明をここにもってくる。	字句を削除しました。
12	(3) 消費者の多様化→多様化する消費者の状況 *多様化としているので、様々な消費者像を紹介する。 ア 高齢化の進行→高齢者層の増加	「多様化する消費者の現状」に修正しました。 「高齢者の増加」に修正しました。
14	イ 成年年齢の引き下げ→若年契約者の出現 ウ 在留外国人・訪日外国人による消費の増加 →在留外国人・訪日外国人消費者の増加	「10歳代契約者の出現」に修正しました。 字句を修正しました。
14	イ 若年者層は日常のコミュニケーションに電話を利用しないため、電話や対面以外で相談できる工夫が必要。気軽にネットで相談ができ、悪質商法事例などがみられるコンテンツを充実させるとともに高校などで周知をはかる。	今後の施策の参考とさせていただきます。
15	ウ 在留外国人の増加率がありましたが、人数はあえて記載していないのか。	首都圏に位置する本県は、在留外国人数が相対的に多くなりますが、増加率ですと本県の特徴が出やすいためです。
15	エ 世帯の単身化・地域コミュニティの衰退 *タイトルに課題が入っている。 → <u>単身世帯・夫婦のみ世帯・共働き世帯</u> の増加 (4) 消費者事故情報の活用→消費者事故情報の提供状況 *上位タイトルは「現状」なので、状況を入れてはどうか。	字句を修正しました。 「消費者事故情報の活用の現状」に修正しました。
15	エ 雇用者 雇用者には雇用主と被雇用者の2つの意味があり、今回は統計局等の分類に従ったものと思うが、一般的には分かりにくい。カッコ内の(共働き)でよいのでは。	字句を修正しました。
16	(5) 適格消費者団体と ⇒ 「埼玉県消費者被害をなくす会」を指していると思うが、上記団体は 特定適格消費者団体でもあり適格消費者団体でもある。このような場合、通常、特定適格消費者団体と書くのでは？	「埼玉県消費者被害をなくす会」と明記するとともに、同会の説明を加えました。

17	<p>3 県民の安心・安全のために -消費者行政の課題-</p> <p>→消費者行政の課題と施策 -県民の安心・安全のために-</p> <p>*「県民の安心・安全のために」の方が、第2章 1 2のタイトルとFaceが合うのではないか。</p> <p>*内容は課題のほかに、方針や施策も入っているので、タイトルに「施策」を入れたが、「課題」だけで文章を課題らしくした方が良い。</p> <p>*「相談体制の充実強化」と大きな括りですが、国の課題にも具体的にデジタル、電子商取引の文言が出ているので、「デジタル社会における相談体制の充実と強化」など、タイトルにいれてはどうか。</p> <p>*2(3)で挙げていた外国人に対応する課題が見えないが、あえて入れていないのか。</p> <p>→課題として、外国人消費者問題に対応する消費者窓口が無い(?)など。</p> <p>*単身化、夫婦二人世帯、共働き世帯に対する課題としても無いが、地域コミュニティの希薄が課題か。</p> <p>*各項目で消費者トラブル発生の懸念があるとしているが、そこには、どのような課題があり、その課題をクリアするにはどのような施策をしたらよいか。</p>	<p>「3 消費者行政の課題 -県民の安心・安全のために-」に修正しました。</p> <p>デジタル化については、「1 計画策定の背景 (1) 社会情勢の変化 ア デジタル化・電子化の進展」の中で全体的に述べられており、相談体制の部分だけでないので、このままの記述とします。</p> <p>2(3)は課題を含めて記述しています。</p> <p>2(3)は課題を含めて記述しています。</p> <p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>ア 相談員の対応能力向上の必要性、消費者教育の重要性が計画書に記載されているので、リモートなどでの相談受付、相談員講座の実施、消費者教育などは計画に明記してほしい。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>イ 相談員の専門性向上</p> <p>相談員研修など専門性向上につながる学習機会を増やすとともにそれを業務として扱うようにする。各市町村の相談員さんにも業務で研修に出られるよう県からも自治体に働きかける。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>イ ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術)</p>	<p>語句の説明をP13に記しました。</p>
18	<p>(2) 東京都はもとより神奈川県などの ⇒ 神奈川県などとすると、神奈川県が強く響き過ぎるので、神奈川県や千葉県などと広げる。</p> <p>ア より多くの～当然です。この書きぶりが気になります。これまでの文章とトーンの違いになります。</p>	<p>字句を追加しました。</p> <p>従前の表記とします。</p>

18	<p>(2) 県民の豊かな消費生活を実現するためには、何よりも事業者による適正取引と事業者指導の強化を第一に考えるべき。なぜなら、そもそも事業者が適正な取引を行い、適正な商品やサービスを提供さえしていれば、消費生活の問題は起こらないから。事業者に対する教育はもちろん、指導やペナルティを一層強化することを要望する。具体的には、苦情相談件数の多い事業者を公表することや、悪質な事業者については、公表のほか犯罪として積極的に告発する。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>イ 「悪質事業者による～」 主語があったほうが分かりやすい。</p> <p>ウ 営業員の言葉～事案も発生しています ⇒ 2つの事案を列挙しているので、接続詞「または」などで結んだらどうか。</p>	<p>この計画実施の主体である「県」が主語となるため省略しました。</p> <p>「～被害に気付いていない、」を「～被害に気付いていない事案や、」に修正しました。</p>
20	<p>ア 「また、生徒が～」を「教育の現場で生徒が消費者問題について自ら考え、行動できるよう支援していくことが重要です。」というような表記にする。</p>	<p>字句を修正しました。</p>
21	<p>エ 高齢者については、相談体制の充実や見守り力の強化など具体的な施策が書かれているが、障害者についても同様に具体的、効果的な取り組みを計画する。</p> <p>どの年齢に対しても失礼にならないような平易なパンフレットなどでの啓発の強化、必要な情報を得られるようする。例えば、社会福祉協議会などに繋がっておくなどの見守りの強化が必要。</p> <p>消費者教育においても、特別支援学校への消費者教育の実施、一般の高校、中学でもより平易なパンフレットを必要な生徒に配布できるよう計画に明記する。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
22	<p>図の中で「消費生活協力団体※生協、くらしの会等」とありますがくらしの会も消費者団体なので、「消費者団体、生協等」の表記が良い。本文中にも「消費者団体」という文言が何度も出てくるので。</p>	<p>字句を修正しました。</p>
23	<p>(4) 地域の消費者グループの育成も兼ねた消費者教育の推進を。とくに、消費者団体の高齢化が進んでいるので、消費者教育を通じて次世代の消費者グループを地域に形成していく視点で、モデル的な取り組みの検討を。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

25	<p>(5) 「1 計画策定の背景」で政府の8つの優先課題に触れているが、それに対して埼玉県はどのように取り組み、消費生活の分野では、何を担うのかが分からない。</p> <p>SDGsに初めに触れるのであれば、はじめから12番の説明と県、消費生活分野の役割を説明したほうがよい。</p> <p>「第3 施策展開の方向 2 計画目標」ではじめてSDGsの12番が出てくるのは唐突な感じを受ける。</p>	<p>埼玉県の総合的な計画となる新「埼玉県5か年計画」では、SDGsに係る課題への取組が記載される予定です。</p> <p>「1 計画策定の背景 (1)エ 持続可能な社会の実現」で記述しています。</p>
26	<p>(1) 消費者の権利が7つ上がっていますが、もう一つ「生活の基本的ニーズが保証される権利」を加える。</p>	<p>「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に則り記述しています。</p>
27	<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数あるSDGsの対応の中でマイクロプラスチックにフォーカスする理由があると分かりやすい。 ・県が実施する「マイクロプラスチック対策」と「海洋プラスチック」との関係が分かりにくい。 ・現行の埼玉県のサイトでは、マイクロプラスチックに関しては環境部が先導しているかのようだ。消費生活の役割は何か？環境部とどのように協調していくのか？が明確に書かれていると分かりやすいと思う。 	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>「海洋プラスチック」に表現の統一を図りました。</p> <p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
27	<p>2 「こうした問題に対応していくためには…消費者に対する適切な情報提供…さらに、消費者トラブルが生じた場合に適切かつじんそくに…」と順番を変える。トラブル回避が最大の目標だと思う。</p>	<p>施策の柱の順番と整合性を取った記述としています。</p>
28	<p>2 計画目標ではじめて「エシカル消費」が登場するが、名実ともに唐突な感じを受ける。</p> <p>消費者庁ではエシカル消費の中に地産地消があるとの認識で、県の施策では並列だか、並列の理由があると分かりやすい。</p>	<p>「第2 本県の消費者行政を取り巻く状況 1 計画策定の背景 (1)エ 持続可能な社会の実現」で記述しました。</p> <p>施策体系表「大柱5 中柱(1) 小柱ア」は「エシカル消費の普及啓発」でエシカル消費の施策の一部となりますので、並記しています。</p>
28	<p>3 「消費者教育を効果的に進め…」の後「消費者自身がトラブルを回避するための適切な行動をとることができるよう支援していきます。」の方がわかりやすい。</p>	<p>字句を修正しました。</p>

28	<p>3 『現状（令和2年度）20.1% → 目標（令和8年度）13.8%』</p> <p>本文最終3行の説明および説明要旨にもあるとおり、過去5年間の平均値より1割減を目指すということには賛成ですが、この記載だと令和2年度から単純に3割減強を目指すような感じを受けますので、説明記載と平仄をあわせ</p> <p>『過去5年の平均値15.3% → 目標（令和8年度）13.8%』</p> <p>と記載した方が良いでしょう。</p> <p>必要であれば、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う特殊事情により一時的に数値上昇はあったものの、5か年計画の目標値設定にあたっては各年の特殊事情平準化を目的に直近5か年の平均値より目標値設定する旨の追記をしても良いのではないかと考えます。</p>	<p>新「埼玉県5か年計画」の指標と同じ表記で、同計画との整合性を図るため統一した表記とします。</p>
31	<p>施策の柱4（1）ライフステージ ウ 家庭における ⇒ 家庭や地域における</p>	<p>施策体系表「大柱4 中柱（1）小柱エ 高齢者等に対する消費者教育」で地域における消費者教育は含まれていません。</p>
31	<p>施策の柱5（1）人や地域・社会に配慮した消費行動の推進 イ 消費者志向経営の推進 が本文のどこに相当するのかわからない。</p> <p>（2）食品等の安全性の確保、（4）資源の効率的な利用 消費生活の分野で具体的に何をどう実現するのかよくわからない。</p>	<p>「第2 本県の消費者行政を取り巻く状況 3 消費者行政の課題 一県民の安心・安全のために―（5）持続可能な消費生活社会の実現」で記述しています。</p> <p>なお、「施策の柱5」の構成について見直しを図りました。</p>